

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口構造としては、平成 27 年の国勢調査結果によると、坂城町の人口総数は 14,871 人で、男性が 7,287 人女性が 7,584 人、就業人口は 7,516 人 (50.5%)、男性が 4,303 人 (57.3%) 女性が 3,213 人 (42.7%)、年少人口、生産年齢人口が減少しており、老年人口が増える状況があるが、将来も人口減少が続く見込みである。産業大分類別就業人口の推移としては、第 1 次産業が 566 人 (7.5%)、第 2 次産業 3,312 人 (44.1%)、第 3 次 3,203 人 (42.6%)、10 年間の就業人口の推移を見ると、第 1 次産業では農業が主で、全体で 33.9%減少し、第 2 次産業では全体で 16.4%減少し、内、建設業が 21.1%減少、製造業が 15.5%減少した。第 3 次産業では全体で 14.6%減少し、内、卸売・小売業が 17.3%減少、非分類のサービス業が 66.7%減少したが、運輸業が 6.6%増加、飲食店・宿泊業が 29.5%増加、医療・福祉が 22.7%増加となっている。

平成 28 年の経済センサス活動調査によると、事業所総数 659 件、従業者総数 8,050 人、産業別では、製造業が事業所数 228 件 (34.6%)、従業者数 5,639 人 (70.0%) で主な産業となっており、内、大企業が 3 件ある。その他主なものは、卸売業・小売業の事業所数 115 件 (17.5%)、従業者数 715 人 (8.9%) である。

平成 26 年の工業統計調査によると、坂城町の製造品出荷額等は全体として約 1,832 億円で、長野県内では、町村では特出し 1 番目となっており、市を含めても 10 番目となる。産業別では、生産用機械 60.7%となっており、製造業が町の基盤産業となっている。

現法の「中小企業等経営力強化法」の経営力向上計画に基づく、償却資産の固定資産税の減免申請数を見ると、労働生産性を向上させるための設備投資が活発になってきていると考えられる。

しかしながら、一企業が複数の設備投資をするケースが見受けられるため、地域内の中小企業全体として設備投資が積極的に行われている状況ではないと推測され、また、企業の人材確保において地方はたいへん厳しい状況が続いており、賃上げ・賞与などにより懸命に対応を図ってはいるが、企業の収益確保に当たっては労働生産性を高めるために先端設備等の導入の必要性が出てきている。

#### (2) 目標

坂城町としては、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、坂城町の実産性向上を図る。

これを実現するため、先端設備等の導入計画の認定数は、計画期間内に 60 件を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等の導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）を年平均3%以上の向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は、先端設備等が製造業や、小売業などのサービス業など全般に及ぶため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町の産業は、製造業や、小売業などのサービス業など全般にわたり、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、製造業や、小売業などのサービス業など全般にわたり、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画の対象業種・事業は、当町の全域の業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ・ 雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 町税等を滞納している者を除く。